

点検・評価報告書（法学部）

基準 1 理念・目的

1 現状分析

点検・評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

① 学部等ホームページに、以下の項目を掲載し、社会に公表していますか。

- (1) 日本大学の目的及び使命
- (2) 日本大学の教育理念
- (3) 日本大学教育憲章
- (4) 学部においては、学部、学科ごと、研究科においては、研究科、専攻の課程ごと、短期大学部においては、学科、専攻科ごとの教育研究上の目的

[自己評価]

- 全ての項目を掲載している。
 一部の項目を掲載していない。
 その他回答

② 履修要覧に、以下の項目を掲載し、学生に周知していますか。

- (1) 日本大学の目的及び使命
- (2) 日本大学の教育理念
- (3) 日本大学教育憲章
- (4) 学部においては、学部、学科ごと、研究科においては、研究科、専攻の課程ごと、短期大学部においては、学科、専攻科の教育研究上の目的

[自己評価]

- 全ての項目を掲載している。
 一部の項目を掲載していない。
 その他回答

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

法学部は、教育研究上の目的に「法律の知識を基礎として、高水準の実践的な専門教育と国際的教養人としての教養教育に努め、高い倫理観と優れた人格を備えた法律的なものの考え方ができる人材を養成する。また、高度な職業意識と専門的な能力を兼ね備えた人材を養成する。」と定めている。

また、各学科においても、学科の特色に基づいた教育研究上の目的を、第一部は法律学科、政

治経済学科，新聞学科，経営法学科及び公共政策学科において，第二部は法律学科において，それぞれ定めている。

基準 2 内部質保証

1 現状分析

点検・評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また，教育の充実と学習成果の向上を図るために，内部質保証システムを整備し，適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・学部，研究科その他の組織における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し，その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部，研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性，妥当性を高めるために，学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

③ 学部等において，PDCAサイクルをどのように機能させているか，内部質保証体制（内部質保証推進委員会，自己点検・評価委員会，各委員会組織，教授会，執行部会等の役割や関係性）や，活動内容について記述してください。

全学自己点検・評価委員会からの指示に基づき，法学部自己点検・評価委員会が，法学部，法学研究科，新聞学研究科の点検を行い，法学部内部質保証推進委員会に点検結果の報告を行う。法学部内部質保証推進委員会は必要に応じて，各委員会に改善等の指示を行い，改善結果は執行部会議及び教授会の議を経て，規程等の改正及び教育組織等の見直しをするなどして課題の改善に取り組んでいる。

④ 三つの方針について，どの組織が，どのように検証しているか記述してください。

アドミッション・ポリシーについて，法学部入試委員会において設定し公表しているが，FD委員会が中心となり，外部評価の結果に基づき，検証している。

カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについてもFD委員会が中心となり，外部評価の結果に基づき，検証している。カリキュラム・ポリシーについて，令和3年度大学認証評価（追評価）結果の提言において「教育課程の編成及び実施に関する方針」について，教育課程の編成と実施に関する考え方が不明確であるとのことで改善が求められ，見直しをした。また，ディプロマ・ポリシーについて，リーガルマインドとその構成要素と，ディプロマ・ポリシーとの関係が分かり難いことを意見として付されたことを受けて，ワーキンググループを立ち上げて検証しているところである。

⑤ 外部評価を実施（令和3年度から令和5年度までの期間）している場合，点検・評価項目を記述してください。

（令和4年度実施）

1 卒業の認定に関する方針（DP）

- ① DPを適切に設定し，公表しているか。
- ② 学位授与を適切に行っているか。

2 教育課程の編成 及び実施に関する方針 (C P)

- ① D Pを踏まえてC Pを適切に設定し、公表しているか。
- ② C Pに基づき学位課程にふさわしい授業科目を開設し教育課程を体系的に編成しているか。
- ③ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ④ 成績評価及び単位認定を適切に行っているか。
- ⑤ D Pに明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

3 入学者の受入れ に関する方針 (A P)

- ① C P・D Pを踏まえて、A Pを適切に設定し公表しているか。
- ② A Pに基づき、学生募集及び入学者選抜制度や運営体制が適切に整備され入学者選抜を公正に実施しているか。
- ③ 適切な定員設定による学生の受入れ及び在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- ④ 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報を提供しているか。

※各点検項目は、「大学基準協会大学評価ハンドブック (2022年改訂)」の基準4及び5にある点検・評価項目に準拠している。

- ⑥ 外部評価の結果、改善・向上に取り組んだ事項について記述してください。

ディプロマ・ポリシーについて、リーガルマインドとその構成要素と、ディプロマ・ポリシーとの関係が分かり難いことを意見として付されたことを受けて、「リーガルマインド」見直しに係るワーキンググループを立ち上げ、ワーキンググループでリーガルマインドの見直しを検討し、10月開催予定のFD委員会において、見直しを行ったリーガルマインドについて協議する予定である。

- ⑦ 今後、外部評価、分野別評価、法科大学院認証評価、J A B E E認定を受審する予定があれば記述してください。

予定はない。

- ⑧ 教育の質の向上を図るために、学生からの意見を取り入れていますか。取り入れている場合は、その内容を具体的に記述してください。

授業評価アンケートを実施している。

点検・評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

- ⑨ 学部等ホームページに公表している学校教育法施行規則第172条の2第1項に定める以下

の教育情報は、最新の情報に更新されていますか。

- (1) 教育研究上の目的
- (2) 教育研究上の基本組織
- (3) 卒業の認定に関する方針
- (4) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (5) 入学者の受入れに関する方針
- (6) 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- (7) 入学者の数，収容定員及び在学する学生の数
- (8) 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- (9) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画
- (10) 成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
- (11) 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- (12) 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用
- (13) 修学支援，生活支援，進路支援その他の学生支援

[自己評価]

全ての項目が更新されている。

一部の項目が更新されていない。

その他回答

点検・評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組を行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

⑩ 学部等における内部質保証システムが有効に機能しているか、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

法学部では、内部質保証の推進の責任を負う組織として「法学部内部質保証推進委員会」を設置し、法学部内部質保証推進委員会が「法学部自己点検・評価委員会」、「SD委員会」、「FD委員会」及び「法学部IR委員会」等に対して教育等の質保証に関する改善等の指示を行い、改善・点検結果等の報告を受ける体制を整えている。その結果、法学部内部質保証推進委員会が、学部の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の外部評価を行うことを決定し、実施した。また、法学研究科の博士後期課程のリサーチワークにコースワークを適切に組み合わせるよう令和3年度大学認証評価（追評価）結果の提言があったため、担当委員会に改善するよう指示を行い、令和6年4月に教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を改正・施行し、同月に博士後期課程のカリキュラム改訂を行った。

2 長所・特色・問題点

【問題点】

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、令和4年度に実施した外部評価の報告書に記載されている改善事項について検討が進んでいないことが問題点として挙げられる。

基準3 教育研究組織

1 現状分析

点検・評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮した上で、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

点検・評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

⑫ 学問の動向や社会的要請等に対応すべく、学科や研究所の新設、学科の改組等、教育研究組織の見直しについて、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

研究所の新設については、今後の社会情勢の変化などの推移を注視しつつ、社会のニーズに幅広く応えることができるよう、執行部会議、教授会等にて検討していく。事例として、平成19年に新聞学研究所、国際知的財産研究所を新設した。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

社会科学の総合学部であることが特色である。第一部は法律、政治経済、新聞、経営法及び公共政策学科の5学科、第二部は法律学科を擁し、「法」を中心とした社会科学分野を網羅している。また、新聞学科及び第二部法律学科を除き、各学科にコースを設置しており、学生の興味や希望進路に沿ったコースを選択できるほか、他学科の専門科目を履修できる制度を設置しており、学科間の横断的な学びを提供している。

研究所については、社会情勢の変化や社会のニーズに幅広く応えることができるよう、多様な5付置研究所（法学研究所、政経研究所、比較法研究所、新聞学研究所、国際知的財産研究所）を設置し、専門分野における研究活動を推進している。外部研究者の受入れ、外国人研究者の招へい等の事業により、研究成果を学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元している。

【問題点】

平成21年度に「管理行政学科」を「公共政策学科」に名称変更して以降、法学部では学科編成等の見直しは行われていない。客観的な情報も参考としながら、学生のニーズに即した教育組織の在り方を計画的に検討していく必要がある。

基準4 教育・学習

1 現状分析

点検・評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的な在り方を示していること。

<評価の視点>

- ・卒業の認定に関する方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成及び実施に関する方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

[卒業の認定に関する方針について] (学士課程)

⑬ 授与する学位ごとに定めていますか。

[自己評価]

- 定めている。
- 定めていない。
- その他回答

⑭ 日本大学教育憲章の「自主創造」の8つの能力との関連性が明確ですか。

[自己評価]

- 明確である。
- 見直す必要がある。
- その他回答

⑮ 「学生が修得すべき知識」、「技能」、「態度」等、当該学位にふさわしい学習成果を示していますか。

[自己評価]

- 示している。
- 見直す必要がある。
- その他回答

⑩ 能力（コンピテンシー）の表現は、「～できる」又は「～を身に付ける」に統一されていますか。

[自己評価]

- 統一されている。
 見直す必要がある。
 その他回答

⑪ 「何ができるようになるか」に力点を置き、学生が身に付けるべき資質、能力の目標（学修成果）が明確化されていますか。

[自己評価]

- 明確化されている。
 見直す必要がある。
 その他回答

⑫ ステークホルダーが見て、分かりやすく、理解しやすい表現・内容となっていますか。

[自己評価]

- なっている。
 見直す必要がある。
 その他回答

[教育課程の編成及び実施に関する方針について]（学士課程）

⑬ 授与する学位ごとに定めていますか。

[自己評価]

- 定めている。
 定めていない。
 その他回答

⑭ 卒業の認定に関する方針との関連性が明確ですか。

[自己評価]

- 明確である。
 見直す必要がある。
 その他回答

⑮ 卒業の認定に関する方針に基づき、「教育課程の体系」、「教育内容」、「教育課程を構成する授業科目区分」、「授業形態」、「学修成果の評価」を示していますか。

[自己評価]

- 示している
 見直す必要がある
 その他回答

⑯ ステークホルダーが見て、分かりやすく、理解しやすい表現・内容となっていますか。

[自己評価]

- なっている。
 見直す必要がある。
 その他回答

点検・評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成及び実施に関する方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

⑩ 各授業科目は、授与する学位（又は、課程・専攻）と整合していますか。

[自己評価]

- 整合している。
 見直す必要がある。
 その他回答

⑪ 各授業科目は、体系的に編成されていますか。

[自己評価]

- 編成されている。
 見直す必要がある。
 その他回答

⑫ 各授業科目の到達目標が、シラバスに明示されていますか。

[自己評価]

- 明示されている。
 見直す必要がある。
 その他回答

⑬ 各授業科目は、学習時間を考慮し、授業期間及び単位が設定されていますか。

[自己評価]

- 設定されている。
 見直す必要がある。
 その他回答

点検・評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成及び実施に関する方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

③④ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性を踏まえた対応をしていますか。

[自己評価]

- 対応している。
- 見直す必要がある。
- その他回答

③⑤ シラバスは、学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容ですか。

[自己評価]

- 十分である。
- 見直す必要がある。
- その他回答

③⑥ 学生が意欲的かつ効果的に学習できるように、以下の項目について取り組んでいますか。

- (1) 授業の履修に関する指導
- (2) 学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認
- (3) 授業外学習に資するフィードバック

[自己評価]

- 全ての項目について取り組んでいる。
- 一部の項目について取り組んでいない。
- 上記以外の事項について取り組んでいる。
- その他回答

点検・評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定に係る基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・卒業の認定に関する方針に則して、適切に学位を授与しているか。

⑳ 成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施していますか。

[自己評価]

- 実施している。
 見直す必要がある。
 その他回答

㉑ 成績評価及び単位認定に係る基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示していますか。

[自己評価]

- 明示している。
 見直す必要がある。
 その他回答

㉒ 既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を、客観的かつ厳格で、公正、公平に行っていますか。

[自己評価]

- 行っている。
 見直す必要がある。
 その他回答

㉓ 学位授与における実施手続及び体制が明確ですか。

[自己評価]

- 明確である。
 見直す必要がある。
 その他回答

点検・評価項目⑤

卒業の認定に関する方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、卒業の認定に関する方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、学部として設定する目的に応じた活用を図っているか。

㉔ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法について記述してください。

開講科目のシラバスにおけるルーブリック評価で、学位授与方針に示す学習成果との関連性を示している。また、アセスメント・ポリシーに基づき相対評価を設定し、これを公表している。これにより教員は学生の学習成果を厳正、公平かつ客観的に評価し、学生は自身の到達度

の実態を把握することができる。

④ 上記指標や方法を用いて把握・評価した学習成果を、学部等でどのように活用しているか記述してください。

学部等の組織としての活用実績はないが、教員はシラバス策定等の教育改善活動に活用している。

点検・評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

⑤ 教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等について記述してください。

学科等主任が中心となり、カリキュラムについて点検・評価を行っている。改定が必要な場合には、当該学科等主任が中心となってその解決策を提示し、学務委員会からの提案として、学科等主任会議で検討・承認された後、教授会の議を経て、これを実行している。

⑥ 点検・評価するに当たり、学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報をどのように活用しているか記述してください。

現状では行っていない。

⑦ 教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に当たり、自己点検・評価の結果をどのように活用しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

自己点検・評価の結果に基づき、CPの外部評価を実施し、CPの改正を行った。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

教育研究上の目的に基づき、学生への教育やサポート体制を強化すべく各制度を整備している。令和4年度に教学マネジメントに係る外部評価を実施し、評価結果を受け、FD委員会が中心となり、ディプロマ・ポリシーの見直しを行った。

基準5 学生の受け入れ

1 現状分析

点検・評価項目①

入学者の受入れに関する方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・入学者の受入れに関する方針は、学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・入学者の受入れに関する方針は、入学前の学習歴，学力水準，能力等の求める学生像や，入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・入学者の受入れに関する方針に沿い，適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平，公正に実施しているか。
- ・入学者選抜に当たり，特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・全ての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

⑤4 入学者の受入れに関する方針を学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定していますか。

[自己評価]

- 設定している。
- 設定していない。
- その他回答

⑤5 入学者の受入れに関する方針には、卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえた「入学前の学習歴」，「学力水準」，「能力等の求める学生像」及び「入学希望者に求める水準等の判定方法」を志願者等に理解しやすく示していますか。

[自己評価]

- 示している。
- 見直す必要がある。

「入学前の学習歴」，「学力水準」，「能力等の求める学生像」及び「入学希望者に求める水準等の判定方法」について，募集要項に明記されている入学者選抜があるものの，入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には示されていないため見直す必要がある。

見直しの際には，入学者選抜の募集要項に明記されている内容や，外部評価の報告書に記載されている改善事項を念頭に置き，志願者等に理解しやすく示すことができるよう法学部入試委員会において検討する。
- その他回答

⑤6 入学者選抜を，体制・仕組みに基づき公平，公正に実施していますか。

[自己評価]

- 実施している。
- 見直す必要がある。
- その他回答

⑤⑦ 入学者選抜に当たり、特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備していますか。

[自己評価]

- 整備している。
 見直す必要がある。
 その他回答

点検・評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

大学基礎データ（表2）

学部・学科等名称	入学定員充足率の5年平均 (令和2年度～令和6年度)	収容定員充足率 (令和6年度)
法学部（第一部）	1.03	1.09
法学部法律学科	1.04	1.17
法学部政治経済学科	1.03	1.05
法学部新聞学科	1.05	1.08
法学部経営法学科	1.06	1.11
法学部公共政策学科	0.98	0.99
法学部（第二部）	0.93	0.67
法学部法律学科	0.93	0.67

⑤⑧ 「大学基準協会の評価の指針」により、定員超過あるいは定員未充足の場合は、どのような対策をとっているか記述してください。

第二部法律学科においては、従来第一部学科への転部希望者が一定数おり、在籍学生数の空洞化が生じているが、収容定員充足率による厳格な管理が求められるため、第一部学科への転部を段階的に抑制しているところである。

点検・評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組む、効果

的な取組へとつなげているか。

⑤9 学生の受け入れに関わる事項について、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

学生の受け入れに関わる事項については、法学部入試委員会において点検・評価（検討・検証）している。具体的な内容は以下のとおりである。

・入学試験制度に関する事項について

法学部の現状を把握するため、入学者選抜に関する各種結果（法学部志願者数や入学者数、入学手続率等）や他大学の志願状況・入学試験実施日・実施方法の変更点等、各種模試の情報を共有し、次年度の入学試験制度の改善に向けて活用している。検討内容によっては、ワーキンググループを設置している。

また、各入学者選抜において確保したい入学者数をあらかじめ設定することにより、入試委員会での意思統一を図ることにつなげている。

・学生募集（入試広報）に関する事項について

大学選択の情報源としてホームページを活用している志願者が増加しているため、法学部パンフレットの作製を廃止して、ホームページの充実化に転換することとした。また、各種イベントの実施においては、志願者が参加しやすい日程となるよう検討し、イベントの内容についても法学部の長所をPRする企画を検討し実施している。

・合格判定に関する事項について

入学者選抜の合格判定においては、各学科で十分な議論ができるよう考慮し入試委員会の開催日時を設定している。それにより、入試委員会において活発な意見交換が行われるようになった。

2 長所・特色・問題点

なし

基準6 教員・教員組織

1 現状分析

点検・評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

・「学部等教員組織編制方針」に基づき、教員組織を編制しているか。

- ▶専任教員数の遵守、教員の構成
- ▶教育効果に配慮したクラス編成、専任教員の授業負担への配慮
- ▶教員の適切な役割分担及び責任の所在の明確化
- ▶教員の資質向上
- ▶その他、学部等として重視するポイント

- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・T A, S A又はG S Aを置いている場合、ガイダンスや研修を実施した上で業務をさせているか。

(学士課程)
 ⑥⑩ 学部・各学科における専任教員数は、設置基準を満たしていますか。

[自己評価]
 全ての学科において満たしている。
 一部の学科において満たしていない。
 その他回答

(学士課程)
 ⑥⑩ 学部・各学科における教授数は、設置基準を満たしていますか。

[自己評価]
 全ての学科において満たしている。
 一部の学科において満たしていない。
 その他回答

⑥⑦ 特定の教員に過度な授業負担が生じないように、どのように配慮しているか記述してください。

「法学部専任教員の勤務に関する取扱い」において、専任教員は、学内外を含めて10講義までを上限とし、学内では最低5講義以上担当するものと規定している。ただし、助教については、5講義までを上限とし、最低1講義以上担当するものと規定している。

⑥⑧ 教育研究活動を実現するために、教員と職員とがどのように役割分担をし、それぞれの責任を明確にし、協働・連携しているか記述してください。

各委員会での企画立案や意思決定について、教員と職員とが「学生ファースト」の視点を基に検討を行っている。多様な教育資源を獲得し生かすことを組織的に支えるため、主に教員は、教育研究の視点から、また、主に職員は、財政や各規程等を基とした組織としての視点から、現況の教育研究活動についての企画立案や意思決定について検討を行っている。各委員会では、学部長が任命した教員を委員長とし、委員長が選出した教員の委員と併せ、各委員会の所管課の課長が委員として、委員会を運営することで効果的な教育研究活動に協働・連携している。

⑥⑨ T A, S A又はG S Aを置いている場合、どのようなガイダンスや研修を実施し、どのような業務をさせているか記述してください。

T A任用に関しては、「法学部ティーチング・アシスタントに関する内規」、「法学部ティーチング・アシスタントの業務及び指導・管理基準」及び「法学部ティーチング・アシスタントの手当等支給基準」に基づき、大学院分科委員会において、審議して決定している。任用者には、ティーチング・アシスタントの業務に関する資料を提示し、雇用契約書（兼労働条件通知書）締結時に、対面で個別に指導している。業務内容は、授業に出席し、受講生の出欠席の管理やレジュメの配布作成等により教育効果を高めるための教育補助業務をさせている。

点検・評価項目②

教員の募集，採用，昇任等を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の募集，採用，昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い，公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また，性別など教員の多様性に配慮しているか。

⑦ 教員を採用するに当たり，どのような方法（公募等）で募集しているか記述してください。

教員採用については，採用予定科目を学部長が決定し，対象採用予定科目の学科等会議からの推薦による。学科等会議によっては，公募を行うことがある。

⑧ 「教員の募集」，「教員の採用」及び「教員の昇任」について，明文化された基準及び手続に従い公正に行っていますか。

[自己評価]

公正に行っている。

基準や手続き方法を見直す必要がある。

その他回答

⑨ 教員の年齢構成に著しい偏りがないように，どのように取り組んでいるか記述してください。

教育研究上の目的を達成すべく学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を設定しており，これらの方針に沿った教育及び研究活動を遂行できる教員を採用し，教員組織を編制している。人事委員会において，中長期的な教員の配置計画を策定し，必要専任教員数を常に把握しており，年齢構成バランスを考えた上で採用を行っている。なお，教員の採用枠のうち，若手研究者養成を目的として，日本大学大学院法学研究科又は同大学院新聞学研究科の博士後期課程在学者を対象として，専任教員（助教）への任用制度を設けており，不足しがちな若手専任研究者の採用を行い，特定の年齢に偏ることのない年齢構成の配慮を行っている。

⑩ 教員の男女比に著しい偏りがないように，どのように取り組んでいるか記述してください。

人事委員会が大学設置基準に定める教員数等を確認し，学部長を中心とし，大学としての教員組織編制方針及び学部等教員組織編制方針に基づき採用を行っている。その中において，外国籍教員，若手教員，女性教員などの様々な人材を採用し，教員組織に活性化及び多様性を確保することが含まれ，直近5年間において4名の外国籍教員を採用した。また，令和5年3月31日現在の女性比率は16.8%となっており，今後も増やす方針である。

点検・評価項目③

教育研究活動等の改善・向上，活性化につながる取組を組織的かつ多面的に実施し，教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の教育能力の向上，教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取組を行い，成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために，組織的な取組を行い，成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し，教育活動，研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

⑤ 教員の教育能力の向上，教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるために，どの組織が，どのように取り組み，その結果どのような成果を得ているか記述してください。

法学部では，FD委員会が中心となり，各学期末に，授業評価アンケートの結果を受け，次年度授業改善に向けてのアクションプランシートを各教員に作成依頼をしている。学生に対するフィードバックについては，教員がGoogle Classroom等を利用し実施している。

⑥ 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために，どの組織が，どのように取り組み，その結果どのような成果を得ているか記述してください。

研究委員会において，「日本大学研究者情報システム」及び国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立情報学研究所が運営する研究者総覧「researchmap」への入力を促し，研究活動及び社会活動等を学内外に発信することにより，研究活動及び社会貢献等の諸活動を活性化させている。また，外部資金獲得奨励費として科研費をはじめ外部資金を獲得した研究者に対して，次年度の個人研究費に10万円を増額している。また，加算研究費制度として外部競争的資金を獲得した研究者に対して，当該年度に支給される間接経費の金額を上限に，個人研究費を増額している。これにより，外部競争的資金の獲得や研究活動の活性化が図られている。

各研究所の運営委員会が主催する研究会を随時開催しており，その開催情報をホームページで公開することにより，各研究所の研究活動及び社会貢献等の諸活動を活性化させている。

機関誌編集委員会及び各研究所の運営委員会において，法学部が発行する機関誌及び研究紀要をホームページに掲載し，学外発信することにより，研究活動及び社会貢献等の諸活動を活性化させている。

⑦ 教員の教育活動，研究活動，社会活動等に関する業績について，どの組織が，どのように評価しているか記述してください。

研究委員会において，「日本大学研究者情報システム」及び国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立情報学研究所が運営する研究者総覧「researchmap」へ入力されたデータを確認し，研究業績がない教員に対しては，今後の研究活動の確認及び研究業績を上げるよう指導を行う予定である。

点検・評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し，改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し，当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。

- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

㊸ 教員組織に関わる事項について、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

- ・教員組織について、どの組織が点検・評価を行っているのか。

教員配置については、人事委員会が大学設置基準に定める教員数を満たしているか確認を行っている。また、大学としての教員組織編制方針及び学部等教員組織編制方針に基づき、外国籍教員、若手教員、女性教員などの様々な人材を確保し教員組織の活性化及び多様性を点検している。

- ・どのような観点から点検・評価を行っているか。

大学としての教員組織編制方針及び学部等教員組織編制方針に基づき、外国籍教員、若手教員、女性教員などの様々な人材を確保し教員組織の活性化及び多様性ある構成となっているか点検している。教員の採用、昇格については、「教員規程」、「日本大学法学部教員任用資格審査基準」、「日本大学任期制教員規程」、「助教規程」、「法学部教員昇格審査基準に関する内規」及び「日本大学法学部教員の任用及び昇格における研究業績の取扱いに関する要項」等にのっとり公平に行われているか確認している。

- ・点検・評価を踏まえ改善・向上を図る体制、プロセスは、どのようなものか。

人事委員会は、各学科の学科等主任を委員会の委員として構成しているため、大学としての教員組織編制方針及び学部等教員組織編制方針等の教員組織の方針を各学科で共有されることで、教員組織の改善につながっている。また、各教員の授業担当科目を検討する学務委員会の委員も学科等主任で構成されているため、授業科目に関する面においても同様に改善を行っている。

- ・点検・評価の結果を踏まえ、教員組織の改善・向上に取り組んだ事例について

教員の採用枠のうち、若手研究者養成を目的として、日本大学大学院法学研究科又は同大学院新聞学研究科の博士後期課程在学者対象として、専任教員（助教）への任用の制度を創設した。本制度により平成27年度から11名の助教の採用に至っており、不足しがちな若手専任研究者の任用を促進し、特定の年齢に偏ることのない年齢構成の配慮を行っている。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

教員の採用枠のうち、若手研究者養成を目的として、日本大学大学院法学研究科又は同大学院新聞学研究科の博士後期課程在学者対象として、専任教員（助教）の任用の制度を設け、大学院博士後期課程の活性化及び不足しがちな若手専任研究者の採用を行い、特定の年齢に偏ることのない年齢構成の配慮を行っている。

専任教員に対し、各自の研究活動に専念するための個人専用の研究室を配置している。また、研究活動資金として上限40万円を給付し、研究活動を支援している。さらに、法学部の専門分野の研究活動を推進させるため、法学研究所、政経研究所、比較法研究所、新聞学研究所、国際知的財産研究所の5付置研究所を設置している。

【問題点】

教員の年齢、性別及び国際性等について、学科における特定の教育研究領域において専門性を

有する者を採用する必要があるが、採用者の年齢、性別及び国際性等が必ずしも求めている人材とは限らない場合がある。

教育への取組や教育上の成果・業績が教員の業績評価と直結していないため、FD活動に関して教員の意識改革に取り組むとともに、教育への取組等を教員の業績評価に適切に反映させ、インセンティブを与える方策を検討する必要がある。

基準7 学生支援

1 現状分析

点検・評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援に当たり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程等）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援等、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応等、学生の基本的人権の保

障を図る取組を行っているか。

[修学支援（学習面）]

㉑ 学生が能力に応じて自律的に学習を進められるように、どのようにサポートしているか記述してください（補習教育，補充教育，学習に関わる相談）。

事前・事後学修について，具体的な内容をシラバスに記載し，学生が何をすべきかを明確にすることで，学修に取り組みやすくしている。

また，図書館では自習スペースを開放しているほか，ラーニング・コモンズを設置し，学生が互いにコミュニケーションを図りながら，自主的に学修できるようにしている。

㉒ 留年者について，どのように状況を把握し，どのように対応しているか記述してください。

年度始めに留年者用の履修相談会を実施し，各学科の教員が対応しているほか，教務課の窓口でも随時相談の対応をしている。また，通信教育部への転籍等についても案内している。

㉓ 退学希望者について，どのように状況を把握し，どのように対応しているか記述してください。

退学希望者から連絡があった際には，学生本人及び保護者に対し対面又は電話にて状況等の詳細なヒアリングを行っている。退学願受理後は台帳で管理し，関係する各部署と情報を共有している。事由によっては，休学や通信教育部への転籍について案内している。また，法学部への再入学制度や通信教育部への編入学等，退学後も将来的に学業を再開できる手段についても案内している。

㉔ 留年者や退学希望者の減少に向けて，どのように取り組んでいるか記述してください。

退学等学生対策検討小委員会が中心となり，成績不振学生を支援し，中途退学・卒業延期に陥る学生数を減らすために，法学部で定めた基準に基づき，毎学期成績不振の学生に対して，教員による個別指導を行っている。

[修学支援（経済面）]

㉕ 学生に対して，経済的支援（授業料減免，学内外の奨学金を通じた支援を除く）をどのように行っているか記述してください。

行っていない。

[生活支援]

㉖ 学生の孤立化を防止するため，人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）をどのように行っているか記述してください。

日本人学生への生活支援は特に行っていないが，外国人留学生への支援として，令和4年からバディ制度を導入している。多くの日本人学生が参加し「身近な相談相手」や「友達」になり，外国人留学生の孤立化を防止している。

[進路支援]

㉔ キャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援をどのように行っているか記述してください。

学生による主体的な「未来選択」を実現するよう低学年からキャリア教育を行い、自分の人生観・価値観を満たす進路に進む支援を行っており、先の実現のため、就職指導課には12名の就職支援スタッフを配置し、そのうち5名をキャリア相談専門の職員とすることで、各種書類添削や面接指導など学生の各種相談に対応している。また、低学年から参加可能な各種就職関係行事を年間通じて開催しており、学生が、当該時期に必要な知識を習得できるよう配慮をしている。また、ガイダンス等については、一部を除きアーカイブでの配信を行うことで学生の利便性を考慮している。

学生の進路選択の幅を広げ、将来の多様な進路計画（キャリアデザイン）に対応すべく、低学年から受講対象とした課外講座（各種資格試験講座及び就職対策講座）を開講している。課外講座については、低廉な受講料と教材費で受講可能としている。さらに、法学部及び経済学部が開講する一部課外講座について、それぞれの学部生の受入れを行っている。

求人票等の各種進路支援情報については、本学独自の就職情報サイト「NU就職ナビ」を基に、企業等からの求人票検索のほか、インターンシップ情報や企業情報、OB・OG情報、活動報告書の閲覧、キャリア相談予約管理等の就職活動に必要な情報を一元化し、学生及び教職員の利便性を高めている。

[その他支援]

㉕ 正課外における部活動・ボランティア活動等の学生の活動について、どのように活性化を図っているか記述してください。

年2回公認・準公認サークル団体の代表を集めて連絡会を開き、学生行事の連絡や長期休業中の合宿等を含めたサークル活動についての注意事項及び活動内容に応じた補助金の取扱い等について周知している。この連絡会は学生との意見交換の場にもなっており、活動に当たっての要望等の聴取もしている。また、サークル専用Google classroomを設置し、各サークル代表者全員に対しての連絡を、随時発信できるようにしている。

[学生の基本的人権の保障]

㉖ ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応等、学生の基本的人権の保障を図る取組について記述してください。

学生支援窓口や各課窓口で学生からの相談や訴えがあった場合、学生が安心して学生生活を送れ、学修に専念できるよう、関係課、関係教職員及び学生支援室（専任カウンセラーが常駐）などが連携して解決に向け取り組んでいる。

点検・評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取

組へとつなげているか。

㉞ 学生支援に関わる事項について、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

修学支援（経済面）・生活支援については、法学部学生生活委員会が中心となり、法学部奨学生選考委員会など他の委員会と連携を図っている。また、障がい学生への支援に関しては、障がい学生支援委員会が中心となり、障がい学生への配慮等について点検・評価し、必要な改善を行っている。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

独自の経済的困窮者を対象とした学内奨学金を設けており、法学部校友会や法学部後援会とも連携し、より多くの学生を経済支援できる体制を整えている。また、学生支援体制については、令和6年度より、学生支援窓口を学生支援室内に移転し、独立した相談窓口が設置された。さらに全学で初めて学部専従カウンセラーが配置され、併せてコーディネーターも複数（2名）体制となった。これまでも本部派遣カウンセラー、保健室及び教職員が連携し、学生相談（カウンセリング）及び合理的配慮（障がい学生支援）の迅速でスムーズな支援体制を構築しているが、令和6年度は、さらに多様な学生のニーズに応えられる手厚い体制となっている。今後の課題として、支援窓口の移転に伴う面接室の防音等、プライバシーが守られる環境の整備が必要である。

基準8 教育研究等環境

1 現状分析

点検・評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

㉟ バリアフリーへの対応をしていますか。

[自己評価]

全ての校舎において対応している。

一部の校舎において対応していない。

バリアフリー環境としては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を遵守した建物を建設しており、施設内の移動やトイレ環境としては問題無く整備している。視覚に障害（弱視）のある学生対応として、学生の意見を直接確認し、必要な部分において

階段の端部に色を付ける工事や手摺りを新設し、引き続き環境向上に配慮した対応を行っている。ただし、配慮が必要な学生が利用する施設を優先的に整備したため、全ての施設の整備は完了しておらず、今後バリアフリー整備は計画的に推進していく。

その他回答

㊦ 施設、設備等の安全・衛生の確保に取り組んでいますか。

[自己評価]

全ての校舎において対応している。

一部の校舎において対応していない。

ほとんどの建物は耐震基準上問題無いことが確認されており、耐震基準に満たない一部の施設は閉鎖し、今後の計画を検討している。

また、コロナ対策として学生が長く滞留する場所に工場扇を設置していたが、アフターコロナとなり現在は撤去し、かつ、入口や通路各所には消毒液を設置していたが、食堂やトイレ付近を除き撤去した。衛生面に配慮し、必要に応じて随時衛生環境を整備していく。

セキュリティ面では、警備員を出入口に配置しているが、警備員を配置していない施設においては、セキュリティゲートを設置する必要があるか検討の必要があり、安全に学修ができる環境整備の観点から、今後必要に応じて対応を検討していく。

その他回答

㊧ 施設、設備等の維持及び規定に基づいた管理をしていますか。

[自己評価]

全ての校舎において対応している。

一部の校舎において対応していない。

教室における授業の環境整備として、固定の Web カメラを設置し、遠隔授業を行うことができる教室を一部備えている。これは対面方式の授業を行いながら同時に遠隔でも受講できる設備であるため、ハイフレックス型に対応した授業を行える環境が整備されている。他には、教室における AV 設備機器について、パソコン・タブレット・スマートフォン等から映像や Web サイト・写真・資料をワイヤレスでディスプレイやスクリーンへ簡単に表示できるビジュアルコラボレーションツールである Solstice Pod を導入している。

施設の建替えについては、財政面からの長期計画を行っており、引き続き随時見直しを行い、施設の状況や利用計画に基づいて対処していく。

その他回答

㊨ 学生や教員に対し、ネットワーク環境や ICT 機器に関する技術的な支援をどのように行っているか記述してください。

図書館法学部分館 2 階のメディア教育センターに、スタッフ 4 名を常駐させ、ネットワークや ICT 全般の技術的支援を行っている。

㊩ 学生の自主的な学習を促進するために、どのように環境整備をしているか記述してください。

廊下に自習可能な什器を設置しており、スペースの提供を図るとともに、使用していない空き教室を開放し、自由に学修ができるように運用している。また、図書館法学部分館 7 階には

ラーニング・コモンズがあり、パソコンやモニターを使用して学習やミーティング等、自由に学修可能な環境を整備済みである。

⑩ 学生に対し、情報倫理を遵守させるために、どのように取り組んでいるか記述してください。

学部内パソコンの利用時、Webブラウザのスタートページを、学部イントラサイトに固定し、その中に「日本大学法学部情報ネットワーク利用内規」を表示させている。

⑪ 教職員に対し、情報倫理を遵守させるために、どのように取り組んでいるか記述してください。

毎年、「日本大学情報管理宣言」の冊子を全教職員に配布している。

点検・評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・ 図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・ 図書や学術情報資料の利用促進するための取組を図っているか。
- ・ 図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

⑫ 図書や学術情報資料の利用促進のために、どのように取り組んでいるか記述してください。

図書館法学部分館では授業期間中は開館時間を平日 8:45～21:45、土曜日を 8:45～20:45 とするほか、日曜日の開館を特定日に実施（開館時間 10:00～17:00）し、利用者にとって学習しやすい環境を整備している。

図書館の利用については図書館法学部分館のホームページで紹介するとともに、図書館利用案内（冊子）を配布している。また、年度始めに在学生を対象に図書館の利用ガイダンスを行うなどして利用の促進を図っている。

「電子書籍・電子ジャーナル・データベース」の項目では法学部で利用可能な電子資料の一覧を掲載し、法学関連の研究・教育環境に適した学術情報サービスを提供している。

所蔵する貴重書類は、現在ホームページで書誌・所蔵データの公開を進めており、Web上で誌面全体を閲覧できる資料もある。平成 29 年には日本大学法学部創設 125 周年記念行事として特別展示会を開催し、発行された図録は全ページをホームページに掲載している。

図書館法学部分館ホームページは令和 6 年 8 月にリニューアルし、法学部ホームページのデザインに合わせた見やすいレイアウトに変更した。従前の内容を引き継ぎつつ、展示会及び学生協働に関する項目を新規に設けコンテンツを充実させている。

今後も資料のデジタル化や図書館活動等の情報発信を進め、本学の教育・研究環境の充実を図っていく予定である

⑬ 司書有資格者の人数を記載してください。

専任職員：2人、臨時職員：1人、派遣職員：1人、業務委託職員：22人

98 図書館分館独自の取組について記述してください。

法学部分館では所蔵する貴重書・特別書コレクションの展示会を開催している(年3回)。「自主創造の基礎」の授業に絡めて年度始めに実施する学祖山田顕義関連資料の展示をはじめ、西洋法制史や法学者・経済学者等のコレクション、国内の近世古文書等々法学領域の資料を展示し公開している。展示会は一般にも公開している。

学生協働関連では、令和5年度より学生選書ツアーを再開した。令和6年度は年2回を開催する予定である。第1回目は6月に開催、11名の学生が参加し大型書店で選書及びプレゼンテーションを行った。また、大学院生スタッフによる学生への学修支援も令和6年度より再開、論文・レポート作成の指導などを留学生も交えて実施している。

以上の行事のほか、館内で実施するイベントや専任教員による推薦図書の紹介を年4回発行のライブラリーニュース(号外は随時)に掲載、発行し、ホームページと併せて情報発信を随時行っている。

点検・評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分にいき、各教員の研究活動の活性化につなげているか(教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等)。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取組を行っているか。

99 外部資金獲得のために、どのような学部等独自の制度や取組があるか記述してください。

外部資金獲得奨励費として科研費をはじめ外部資金を獲得した研究者に対して、次年度の個人研究費に10万円を増額している。また、加算研究費制度として外部競争的資金を獲得した研究者に対して、当該年度に支給される間接経費の金額を上限に、個人研究費を増額している。

100 研究時間確保や研究専念期間保障のために、どのような制度や取組があるか記述してください。

「日本大学法学部サバティカル制度に関する内規」を定めており、認められた研究者には1年間の研究に専念できる機会を確保している。また、「海外派遣研究員及び国外研究員に関する内規」を定めており、選出された場合は、最長で390日にわたり海外において専門分野の研究、調査等に専念することを可能とし、研究に専念できる機会を確保している。

101 若手研究者育成のために、どのように取り組んでいるか記述してください。

若手研究者の特に優れた研究成果を顕彰し、研究活動の一層の活性化に資することを目的とした「日本大学法学部学術賞」を設けている。受賞者には、賞状を授与し、副賞として当該年

度個人研究費予算に5万円を加算給付している。また、博士論文を出版する若手研究者に対して、出版助成費を給付する制度を制定し、支援を行っている。

⑩ RAやPDを置いている場合、どのようなガイダンスや研修を実施し、どのような業務をさせているか記述してください。

RAやPDを置いていない。

⑪ 学生に対して、研究倫理を遵守させるために、どのように取り組んでいるか記述してください。

行っていない。

点検・評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取組へとつなげているか。

⑫ 研究等環境に関わる事項について、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

研究委員会及び各研究所の運営委員会が定期的に委員会を開催し、点検・評価を行っている。必要な場合は、執行部会議及び教授会に上程している。改善・向上を図った事例として、博士論文を出版する若手研究者に対して、出版助成費を給付する制度を制定した。また、法学部研究費（学術研究費（個人研究・共同研究））の各支出費目の給付額について給付限度額を設けていたが、その内規について給付限度額を設けないように改正し、研究費を執行しやすいように改善した。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

各教員の個人研究及び共同研究に対して支援を行い、更に研究所における研究活動を支援している。共同研究においては、学科・領域横断による研究活動を推進し、研究所においては、外部研究者の受入れ、外国人研究者の招へい等を行い、研究活動の活性化を推進している。

【問題点】

トイレ大便器の洋便器化を促進しているが、建物によっては和便器が残っている。その建物は単純に洋便器へ更新することよりも、洋便器化と同時に、現在の施設の利用状況に合ったトイレ環境とする必要があり、かつ、狭小であることから、トイレレイアウトを見直す必要がある。さらには、衛生配管の老朽化が著しく、配管の更新を行うには施設の閉館が条件となり、代替の教室が足りないことから、新校舎建設の完成を待ってから実施する必要があるため、長期的な整備対応となっている。

基準 9 社会連携・社会貢献

1 現状分析

点検・評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取組を行い、社会に対し周知しているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取組により、地域や社会の課題解決等に貢献し、学部等の存在価値を高めることにつながっているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する情報を社会に対し周知させる取組を行っているか。

- ⑩ 社会連携・社会貢献に関する情報を社会に対し周知するために、情報にアクセスしやすいように特設サイトを開設しているか。

[自己評価]

- 特設サイトを開設している。
 特設サイトを開設していない。
 その他回答

点検・評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取組及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取組へとつなげているか。

- ⑩ 社会連携・社会貢献に関わる事項について、どの組織が、どのように点検・評価（検討・検証）しているか記述してください。また、その結果、改善・向上を図った事例等について記述してください。

社会連携・社会貢献活動のみを包括的に所管する委員会はなく、学外機関及び地域社会との連携内容によって、それぞれ所管を行っている委員会が点検・評価を行っている。

令和3年に法学部危機管理マニュアルの整備を行い、同マニュアルでは千代田区の帰宅困難者一時受入れに関する対応を整理した。

「定期無料法律相談会」は、法学研究所運営委員会の法律相談部門にて、「行政なんでも相談」は、政経研究所運営委員会の行政相談部門にて、相談実績及び相談内容を確認し、社会貢献として有効な活動かどうかという観点から点検・評価を行っている。各部門で点検・評価を行った後、「定期無料法律相談会」は法学研究所運営委員会、「行政なんでも相談」は政経研究所運

当委員会において協議している。

2 長所・特色・問題点

【長所・特色】

災害発生時には大学のキャンパスを活用し、帰宅困難者の一時受入れなど自治体との連携を図りながら社会貢献を行うこととしている。

「定期無料法律相談会」及び「行政なんでも相談」は、法学部の特性を生かした社会貢献活動であるとともに、学生を相談に同席させることにより実務教育の一環としての二面性がある。